

参 加 表 明 書

令和 年 月 日

(提出先)
坂井市長 池田 禎孝 様

住所(所在地)
商号又は名称
代表者職氏名 ㊟

次の業務について、実施要領に定める事項を承諾し、参加表明書を提出します。

記

1. 業務名

坂井市アンテナショップ運営業務

2. 担当者および連絡先

所 属	
担当者氏名	
電 話	
F A X	
電子メール	

(様式 1 - 2 ・ 共同企業体による参加表明書)

参 加 表 明 書

令和 年 月 日

(提出先)

坂井市長 池田 禎孝 様

代表企業

住所(所在地)

代表者職氏名

⑨

次の業務について、実施要領に定める事項を承諾し、参加表明書を提出します。

記

1. 業務名

坂井市アンテナショップ運営業務

2. 担当者および連絡先 (代表)

所 属	
担当者氏名	
電 話	
F A X	
電子メール	

共同企業体の構成

1 (代表)	所 在 地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
2	所 在 地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
3	所 在 地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	

誓約書

坂井市長 池田 禎孝 殿

令和 年 月 日付で「坂井市アンテナショップ運営業務」の参加申込をするにあたって、以下の参加要件のいずれも満たしていることを誓約します。また、本業務の委託候補者として決定した際、以下の参加要件について虚偽があった場合、委託候補者の取消を受けても異議申し立てしない旨を誓約します。

記

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 参加表明書の提出日において、国または地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受けておらず、その期間中でない者であること。
- (4) 参加表明書の提出日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない者であること。

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

※共同企業体で参加申込をする場合は、全ての構成員が提出すること。

会社概要

1. 申請者等

本 社 情 報	(フリガナ)			
	商号又は名称			
	本社所在地	〒		
	電話番号		ホームページ	
	FAX 番号		メールアドレス	
	(フリガナ)			
	代表者職氏名			
担 当 者 情 報	(フリガナ)			
	支店・営業所名			
	所在地	〒		
	電話番号			
	FAX 番号		メールアドレス	
	(フリガナ)			
	担当者職氏名			

2. 業務内容

--

※必要に応じてパンフレット等を添付すること

3. 業務実績（類似業務の実績のみ記入）

契約相手方	業 務 名	業 務 概 要	履行期間
			契約金額
(その他特記すべき事項)			

【記載上の注意】

- (1) 実績は、過去5年程度の範囲とすること。
- (2) 欄が不足の場合は適宜追加すること。
- (3) 実績を示す資料（報告書の概要等、コピー可）を添付すること。

※ 契約相手方の名称の欄については、受託事業の場合に記入すること（自社業務については記入不要）。

4. 専門分野別の職員の状況

専門分野	職員数	内、業務経験者数
その他	名	名
合計	名	名

【記載上の注意】

1 人の職員が 2 以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複して記入しないこと。なお、専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を設定すること。

坂井市アンテナショップ運営業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当該企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 坂井市発注に係る坂井市アンテナショップ運営業務（当該本業務内容の変更に伴う本業務を含む。以下「本業務」という。）
- (2) 前号に付帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇（株）・（株）□□共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇△△に置く。

(成立の時期および解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、本業務の委託契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 本業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇設計(株)
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
(株)□□事務所

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇（株）を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、企業体を代表して、委託者等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し委託者と折衝を行う権限を、当企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当企業体の解散後、当企業体の代表者であ

る企業が破産または解散した場合においては、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対してその他の構成員である企業が委任するものとする。

(構成員の出資割合)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該本業務について委託者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇(株) 〇〇% (代表構成員)
(株)□□ 〇〇% (構成員)

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織、編成および設計の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、本業務の委託契約の履行および下請契約その他の本業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行△△支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座により取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、当企業体が本業務を完成する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当該企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務において契約の内容に適合しないときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めがない事項)

第19条 この協定書に定めがない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇(株)外〇社は、上記のとおり本業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
(代表構成員) 〇〇設計(株)㊞
代表取締役〇〇〇〇代表者㊞

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
(構成員) (株)□□事務所㊞
代表取締役〇〇〇〇代表者㊞

(様式5)

令和 年 月 日

質 問 書

(提出先)

坂井市長 池田 禎孝 様

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

坂井市アンテナショップ運営業務の募集に関し、質問がありますので提出します。

質 問 項 目	
質 問 内 容	

質問書の返答先

支 店 ・ 営 業 所 等			
担 当 部 署		担 当 者	
電 話 ・ F A X 番 号		メールアドレス	

※質問は、簡潔に取りまとめて記載すること。

※メールタイトルを「プロポーザル質問書【坂井市アンテナショップ運営業務】(会社名)」とし、メール送信後、担当者まで送信の確認電話をお願いします。

坂井市観光交流課 担当：北嶋・坪田 TEL：0776-50-3152

Mail：kankou@city.fukui-sakai.lg.jp

(様式6)

経 営 状 況 等 調 査 表

(1) 営業年数

営 業 年 数	創業年数 (元号)	年 月 (年間)
	現組織への変更 (元号)	年 月 (年間)

(2) 関連業務ごとの売上高表

関連業務	直前2年度決算	直前1年度決算	平均売上高
	千円	千円	千円
	千円	千円	千円
	千円	千円	千円
	千円	千円	千円
	千円	千円	千円
	千円	千円	千円
関連業務以外	千円	千円	千円
合 計	千円	千円	千円

※売上高は、消費税及び地方消費税を含まない金額で千円未満を切捨ててください。

(3) 従業員数

	会社全体	坂井市内の事務所に 所属している従業員
従業員数	人	人

※従業員数は、申請基準日（令和8年4月1日）の労災保険適用者の人数を記入すること。

(4) 自己資本率

自 己 資 本 率 (直前決算時)	㊦ 自 己 資 本	㊩ 総 資 本	$\frac{\text{㊦}}{\text{㊩}} \times 100$ (少数点第1位以下切捨て)
	千円	千円	%

※千円未満は切捨て

(5) 流動比率

流 動 比 率 (直前決算時)	㊦ 流 動 資 産	㊥ 流 動 負 債	$\frac{\text{㊦}}{\text{㊥}} \times 100$ (少数点第1位以下切捨て)
	千円	千円	%

※千円未満は切捨て

(様式7)

配置を予定する業務責任者、社員等の経歴等の状況

業務責任者

配置 予定 の 業務 責任 者	氏名		勤務年数	
	所属・役職名			
	資格・専門分野			
	主な経歴			
	年度	業務名	業務内容	発注者
特記事項				

社員

配置 予定 の 社員	氏名		勤務年数	
	所属・役職名			
	資格・専門分野			
	主な経歴			
	年度	業務名	業務内容	発注者
特記事項				

社員毎に様式を適宜追加すること。

配置を予定する業務責任者・社員等の経歴等の状況

社員

配置 予定 の 社員	氏名		勤務年数	
	所属・役職名			
	資格・専門分野			
	主な経歴			
	年度	業務名	業務内容	発注者
特記事項				

社員

配置 予定 の 社員	氏名		勤務年数	
	所属・役職名			
	資格・専門分野			
	主な経歴			
	年度	業務名	業務内容	発注者
特記事項				

(様式8)

参 考 見 積 書

令和 年 月 日

(提出先)
坂井市長 池田 禎孝 様

住所(所在地)
商号又は名称
代表者職氏名

印

次のとおり、見積りいたします。

¥ _____ 円

(消費税及び地方消費税を含む。)

業務名：坂井市アンテナショップ運営業務

(様式9)

辞 退 届

令和 年 月 日

(提出先)

坂井市長 池田 禎孝 様

住所(所在地)

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

下記公募型プロポーザルについて、都合により参加を辞退したいので届け出ます。

記

1. 公 告 日 令和8年9月28日(月)

2. 業 務 名 坂井市アンテナショップ運営業務

申請書類チェックリスト

番号	提出書類名	確認欄	提出期限
1	参加表明書（様式1）または（様式1-2）		提出期限 10/19（月）
2	誓約書（様式2）		
3	会社概要（様式3）		
4	履歴事項全部証明書（原本）		
5	国税及び地方税の納税証明書（原本）		
6	共同企業体協定書（様式4）		
7	企画提案書（様式任意）		提出期限 11/2（月）
8	経営状況等調査表（様式6）		
9	配置を予定する業務責任者・社員等の経歴等の状況（様式7）		
10	直前2年分の財務諸表類（貸借対照表及び損益計算書の写し）（様式任意）		
11	参考見積書（様式8）		